

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

（令和4年度）

| 業務の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--|--|----------|---|------|---|-------------|-------------|---------|----------|----|
| 和歌山下津港海岸(海南地区)日方水門築造工事 和歌山県海南市内日方地先 令和4年4月1日～令和4年9月30日 港湾土木工事 | 支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 中村 晃之 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29 | R4.4.1 | 五洋・あおみ・日造異工種建設工事共同企業体 大阪市北区鶴野町1番9号 | - | 平成28年度に発注した「和歌山下津港海岸(海南地区)日方水門築造工事」は、撤去工、土工、仮設工、基礎工、本土工、付属工、計測管理工及びゲート設備等を施工するものであり、平成29年3月から平成32年3月の工期で契約を行った。その後、数度の契約変更を経て、令和4年3月31日まで工期延伸を行った。 本工事は、当該工事の後続工事として契約するものである。 施工にあたっては、前工事と後続工事が一体の構造物として完成して初めて日方水門の機能を発揮するものであり、設計図書で定められた仕様を安全かつ確実に発揮するためには、ゲート設備、操作制御設備及び電源設備を一体のシステムとして設計、製作し、築造する水門本体に据え付けることが不可欠である。 前工事において各設備の設計、製作までを実施した現状にあつては、その設計に基づいて製作された設備を一体のシステムとして機能させるための設置及び接続方法の詳細について、前工事の契約者以外では知り得ず、製作したゲート設備等を設置し安全かつ確実に機能させることができるのは前工事の契約者に限られており、前工事と後続工事の契約者が異なる場合には、一体の構造物として機能しなかった場合の契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、前工事の契約者である五洋・あおみ・日造異工種建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。 | 387,145,700 | 387,145,000 | 100.00% | | |